

九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件等	平成十七年十一月九日
発行日	振替単位	最低額面金額	払込金額	発行額	発行方法	振替法の適用等	法律及びその根拠	名称及び記号	平成十七年十月二十五日	財務大臣 谷垣 禎一
平成十七年十月二十五日	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	五万円	九百七十九億二百万円	額面金額で九百八十億円	法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け	成十三法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	二十六法律第一号）第十一	利付国庫債券（五年）（第五十	を次のとおり告示する。	財務大臣 谷垣 禎一

財務省告示第四百三十二号

省令第三十号（昭五十七年大蔵令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十七年十月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十一月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第五十

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和

三 法律及びその根拠 二十六法律第一号）第十一

四 振替法の適用等 成十三法律第七十五号。以下

五 発行方法 「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替

六 発行額 機関は日本銀行とする。

七 最低額面金額 法律（平成十二年法律第十八号）

八 振替単位 附則第三十七条第一項の規定に

九 発行日 基づき厚生労働大臣から年金資

金運用基金に寄託された資金に

による引受け

額面金額で九百八十億円

五万円

九百七十九億二百万円

の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

十 発行 価格

十一 利率

の経過利率

の払込み

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{35}{365}$$

十三 初期利子

平成十八年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

平成二十二年九月二十日

日本銀行

平成十七年十月二十五日

十五 償還金額

元利支

額面金額百円につき百円

十六 償還期限

元利支

額面金額百円につき百円

十七 払込場所

元利支

額面金額百円につき百円

十八 払込期日

元利支

額面金額百円につき百円